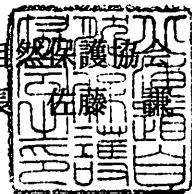


2008年7月1日

農林水産大臣 若林正俊 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 雄一



諫早湾潮受け堤防内に海水を導入する「長期開門調査」を求める要望書

1. 重大な漁業被害に適切な施策を講じるために「長期開門調査」を求めます

6月27日、佐賀地方裁判所は、判決確定から3年以内に諫早湾潮受け堤防の水門を開門し、以後、5年間にわたり開門を継続することを命じる判決を示しました。

この開門調査は、2001年12月に、当時農林水産省内に設置されたノリ第三者委員会が提案したもので、有明海漁民からも調査の実施を強く要望されていたものです。しかし、農水省は、「開門すると予期せぬ被害がある可能性がある、開門調査をしてもはつきりした成果が出ない」という理由で、開門調査をしないことを決めてきました。

漁民は、農水省の言い分を納得せずに、有明海漁業の再生のためには開門しかないと訴え続けてきたことを佐賀地裁が認めたのが、今回の判決です。

今回の判決は以下のように述べています。

「本事業のように大規模な公共事業を実施した被告としては、これにより有明海の漁業に被害を及ぼしている可能性がある以上、有明海の漁民らに対し、率先してその当否を解明し、その結果に基づいて適切な施策を講じる義務を一般的に負担しているというべきであって、そのためにはもはや中長期の開門調査は不可欠である。有明海のような広大な海洋の環境変化の原因を、本件訴訟の原告らのような一私人が解明することは極めて困難なのであって、被告としては、本事業と有明海の環境変化との因果関係について、自ら一般的には立証責任を負担していないからといって、それを根拠に、これを放置することは到底許されるものではない。当裁判所としては、本判決を契機に、すみやかに中長期の開門調査が実施されて、その結果に基づき適切な施策が講じられることを願ってやまない。」

有明海漁業は、他の沿岸では見られない速度で衰退してきました。その原因解明は、判決が述べているように政府の責務であります。人類は、自然環境に生かされ、自然環境と上手に付き合ってきて現在のように発展してきました。有明海の事態は、公共事業が自然からしっぺ返しを受けた可能性を示しています。漁民と国民の福祉に責任を負っている政府として、判決に従うという視点からだけでなく、この責任を果たすために、早急に長期開門の実施を望みます。

2. 過去から続く重大な環境破壊・有明海異変に対する対策として、「長期開門調査」を求めます

諫早湾干拓事業は、着工後まもなく諫早湾内において、1997年4月14日の潮受堤防閉め切り後は有明海全域において、深刻な環境破壊と漁業被害を発生させた。有明海全域にわたる広域かつ甚大な環境破壊は「有明海異変」と呼ばれ、これをもたらせた潮受堤防の閉め切りは「ギロチン」とまで称されました。

諫早湾干拓事業がもたらせた「有明海異変」は、破壊された自然環境が、広大な泥干潟と浅海域がひろがり宝の海と呼ばれる国際的に重要な自然環境である点で、自然破壊が有明海全域におよび、長崎、佐賀、福岡、熊本の4県にまたがる広域さの点で、環境破壊の結果が、深刻な漁業不振を招き、苦境にあえぐ漁民のなかからは廃業者や自殺者が続出し、漁業を基盤にしてなりたってきた地域社会が丸ごと破壊されているという被害の深刻さの点で、我が国の歴史上、未曾有の環境破壊です。

そもそも、諫早湾干拓事業には、計画段階から事業の必要性を含めて多くの批判がよせられていた。諫早湾干拓事業が「有明海異変」の原因であるということは、漁民が日々の実感として指摘し、多くの研究者もこれを肯定する研究結果を発表しました。

このようななかで、国は「有明海異変」の原因解明のため、いわゆるノリ第3者委員会を組織せざるをえなくなった。そのノリ第3者委員会は、調査の結果、「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えることが想定される」とし、さらなる解明のための短期・中期・長期の開門調査を提言しました。

ところが国は、漁民をはじめ多くの人々が期待したこの開門調査のうち短期開門調査だけを、しかもノリ第3者委員会の提言の規模をはるかに下回る小規模で実施ただけで、中長期の本格的な開門調査をサボタージュしました。

そのため、漁業被害は累積的に拡大し、事業見直しによる有明海再生を求める漁民と国との紛争は激化の一途をたどっています。

3. 国の責任を果たすために「長期開門調査」を求めます

今回の佐賀地裁判決は、「もはや立証妨害と同視できると言っても過言ではない」と中長期開門調査をサボタージュする国の責任を厳しく糾弾しました。そのうえで、国に対し、開門に必要な準備期間を考慮し、判決確定から3年以内に開門し、中長期開門調査に必要な5年にわたる継続的な開門を命じました。さらに、「当裁判所としては、本判決を契機に、すみやかに中長期の開門調査が実施されて、その結果に基づき適切な施策が講じられることを願ってやまない」と異例の注文を付けています。

国は、司法権からの異例の注文を真摯に受け止め、文字通り「すみやかに」開門を実施すべきである。いたずらに控訴して紛争の解決を先送りしてはなりません。

有明海では、現在、巨額の税金を投入して、覆砂事業などの再生事業が行われています

す。しかし、開門調査による真の原因究明がなされないままの対処療法は、当然のことながら、これまでに何らの成果も生んでいません。このような再生事業のあり方には、税金の無駄遣いを重ねるだけであるとの批判も寄せられています。

年々累積する被害は、もはや待ったなしのところまで漁民を追い込んでいる。有明海漁業が壊滅し、漁業の担い手がいなくなつてからの対策では、遅きに失することは論をまたないところでしょう。

わたしたちは、干拓農地において営農が開始されたいま、営農する41の農業経営体に対し、開門による漁民救済のための犠牲を強いることを、よしとするものではありません。それどころか、開門を契機に、調整池に代わる農業用水の水源を確保することは、干拓農地の営農にとっても不可欠です。

調整池は、事業終了までに達成するとされていた農業用水利用のための環境基準を達成しないまま、営農が開始されている。この点については、佐賀地裁判決と同じ日に、環境省が発表した「諫早湾干拓事業環境影響評価レビューのフォローアップ報告書に対する環境省の見解」の中で、より確実な水質保全対策や調整池からの排出水による海域への影響の把握について、厳しく指摘されているますが、現状では、確実に保全目標が達成される見通しはありません。むしろ、岡山県の児島湾の例をみても明らかのように、長年、水質保全目標が達成されないまま、巨額の税金が投入され続けることが懸念されています。

また、近年、調整池で異常発生しているアオコには毒性があるとされており、食の安全性の見地からも、調整池の水を農業用水として使用することは好ましくありません。

したがって、新たに可能な農業用水の水源を確保することは、干拓農地の営農にとって、今後、見通しのない調整池の水質対策のために巨額の税金を投入するよりも、はるかに得策であり、干拓農地の営農を真に成功させる途でもあります。

漁民・市民の間からは、すでにこれまで、干拓農地にほど近い諫早中央浄化センター（下水処理施設）からの放流水の再利用、二反田川などの余剰水の利用、本明川河口域への堰の設置、ため池の設置など、調整池に依存しない農業用水の水源確保の方策が提案されています。下水処理施設からの放流水を農業用水として再利用することなどは、熊本市をはじめ全国で実施されているところです。したがって、調整池に代わる農業用水の確保は、十分に可能である。

また、安全な開門方法については、研究者による「もぐり開門」の方法が提唱されている。防災との関係でも、今回の佐賀地裁の判決は、「本件潮受堤防が既に発揮している防災機能については新たな工事を施工すれば代替しうる」と指摘しているところです。

以上のとおり、開門には何の障害もなく、それどころか、代替農業用水を確保し、開門を実現することは、漁業と農業がともに栄える唯一の方策である。

これまで、我が国においては、公共事業による巨大開発事業は、いったん走り出した

ら止まらないと批判されてきました。「止まらない公共事業」の典型とされてきた諫早湾干拓事業において、事業終了後も実質的な見直しをもとめる開門命令の判決が司法の場において下されました。

わたしたちは、判決にしたがった開門の実施により、有明海漁民の被害が救済され、有明海が真の再生へ向けて確実な一步を踏み出し、同時に、干拓農地の農業者も安心して農業を営む条件を作り上げることを心から願うものです。それは関係する漁民、農民の利益にかなうのみならず、同時に、我が国の公共事業のあり方が、環境の世紀にふさわしいものへと転換するうえで、限りなく大きな意義をもっていると確信するからです。

今回の佐賀地裁判決を報じるすべてのマスコミが、判決を支持している。開門は、いまや国民的声です。

わたしたちは国に対し、いまこそ立ち止まり、面子にこだわることなく、振り返る勇気をもって、すみやかに開門を実施することを、強く求めます。

以上